

西条支部役員選出細則

第1条 本細則は、西条支部役員の選出にあたり、立候補者の意思を最優先・最大限に尊重し、立候補者多数の場合は投票による選挙を行ない、立候補者なき場合は予め定める選出基準により選考委員会が選考・選出することにより会及び支部の運営活性化を図ることを目的とするものである。

第2条 支部規則第8条第2項の支部役員の選出については、愛媛県土地家屋調査士会役員選挙規則を準用するほか、本規則の定めるところによるものとする。

第3条 投票にあたっては、代理投票はこれを認めない。

第4条 選挙管理委員会と選考委員会とは同一構成とし、立候補者なき場合は選挙管理委員会が選考委員会に移行するものとする。

2. 選挙管理委員は地区割りにより選任するものとする。

第5条 選考委員会はおおむね次の基準に基づき選考を行なうものとする。

- ① 登録順もしくは事件数の多寡。
- ② 役員歴のある者は除くものとする。
- ③ 支部長以外の役員の任期は原則として1期とする。但し2期を超えることはできない。
- ④ 選考委員会は会員の意見を聞くことが出来る。

第6条 本会役員選挙にあたり立候補者なき場合及び定員に満たない場合は次の基準に基づき選考推薦を行なうものとする。

- ① 西条支部役員経験者より推薦するものとする。
- ② 会長以外の役員の推薦は原則として1期とする。但し2期を超えることはできない。
- ③ 本会役員の推薦は選考委員会で行ない、支部役員会の承認を得るものとする。

第7条 この細則につき疑義あるときは、本会会則及び規則の類似の規定により、支部役員会の決議を経て支部長の決するところによる。